

令和8年度

大阪産業大学研究費の不正防止計画

項目		想定される問題	不正等の発生要因	取り組み事項
1	機関内の責任体系の明確化	管理体制が機能しないことにより、不正が見過ごされる。	各責任者・構成員へ役割および責務が周知不足である。	教授会やメール等を通じて、各責任者および構成員（研究者および研究費を取り扱う事務職員等）の役割や責務を周知徹底する。
		内部統制が機能しないことにより、不正が見過ごされる。	監事に求められる役割が十分に機能していない。	監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、不正防止計画が不正発生要因に対応しているか、不正防止計画が適切に実行されているか確認するとともに、研究倫理委員会に報告を行い、意見を述べる。
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	不正という認識なしに、不正を行うリスクがある。	研究者等の不正防止対策の理解が不足している。	研究者および研究費を取り扱う事務職員等に対して、コンプライアンス教育を実施し、全員の受講を目指す。
			研究者等の不正防止意識が希薄である。	科研費応募資格を有する全研究者および研究費を取り扱う事務職員等に対して誓約書を求めることで、遵守事項の意識付けを図る。
			組織全体の不正防止意識が希薄である。	概ね四半期に一度、研究費に係る不正事例の紹介などの啓発活動を実施する。
		適切に不正調査が行われないリスクがある。	研究費不正使用に関する通報手続きや調査方法等が実態に即していない。	ルールが形骸化しないよう、モニタリングや内部監査等の結果を踏まえ、見直しを行う。 研究費の不正使用に関する規程が有効に機能しているか検証する。
3	研究費の適正な運営・管理活動	不正の前兆を検知することができない。	潜在する不正のリスクを見逃す。	コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に競争的研究費の管理・執行をおこなっているか等を定期的にモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。特に、研究費執行が第4四半期に集中している研究者に、必要に応じてヒアリングを行い是正を促す。
		領収書の改ざん等による架空請求、再発行した領収書による二重請求など	研究者が支払いに関与することにより、不正を行う機会が発生する。	研究費執行における立て替え払いを原則として認めないことを周知徹底する。
		納品検収時、納品物品の反復使用による架空請求など	形式的な検収が行われる。	検収センターの運用状況や検収に係る課題について、関係部署で共有し、必要に応じて運用等の見直しを検討する。
		不正の前兆を検知することができない。	潜在する不正のリスクを見逃す。	事後となる出張伺いの提出については、状況により出張の事実確認の実施や適正な手続きの指導を行う。
		カラ出張、水増し請求や重複請求など	出張の事実確認が不十分	出張報告書に記載すべき事項が漏れなく記載されているか確認し、状況により出張の事実確認を実施する。 出張を証明する書類の提出を行う等、出張後においても客観的に出張事実確認がとれる体制の整備を検討する。